

第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の目的 震災及び原子力災害からの復興と、新たな時代を担う産業の創出による新しいふくしまを実現するための方策を明らかにする
- 2 計画の位置づけ 福島県総合計画の商工業・労働・観光交流等に関する部門別計画
福島県中小企業振興基本条例第9条の規定に基づく、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画
前計画で個別計画としていた「福島県工業開発計画」を統合
- 3 計画の期間 令和4年度～令和12年度（9カ年）

第2章 本県産業を取り巻く社会経済情勢等の現状と課題

1 これまでの取組と成果の検証を踏まえて

（序論）人口減少・少子高齢化、県内の就業・労働環境、商業環境

（1）東日本大震災及び原子力災害からの復興と新産業の創出

・福島イノベーション・コースト構想の推進、企業誘致、事業承継、地場産業の振興

（2）地域資源（ヒト・モノ）の磨き上げ

・人材育成・雇用確保、福島県産酒の振興

（3）観光・交流を取り巻く状況

2 新型コロナウイルスがもたらした新たな潮流を踏まえて

（1）イノベーションの加速化

・society5.0(DXの取組等)、脱炭素を含む

（2）生活様式と若年層の意識変化

・リモートワーク、ワーケーション、副業・兼業

（3）レジリエンスに対する意識の高まり

・令和元年東日本台風の発生などのリスクの対応

（4）国際経済の状況等

福島県商工業振興基本計画【全体構成】

第3章 本県産業のめざす将来の姿

基本目標、基本姿勢 総合計画と整合性を図り決定

将来像1 東日本大震災及び原子力災害からの創造的復興（案）

被災事業者の自立や生業の再建が進み、働く場の創出やまち機能が回復しています（連携・共創）

- 【施策の基本的方向】
- ・ 福島イノベーション・コースト構想の推進により、産業集積を図る
 - ・ 商業機能の回復により、賑わいの創出を図る
 - ・ 関係人口・交流人口を増やし、風評の払しょくを図る
 - ・ 震災の経験を活かし、多様なリスクを考えた商工業の発展を図る

将来像2 中小企業・小規模企業の持続的な発展（案）

中小企業の技術力、経営力が強化され、新たな販路を開拓しています（挑戦）

- 【施策の基本的方向】
- ・ 中小企業規模や活動段階に応じた資金調達の支援を図る
 - ・ 中小企業を支援する団体の機能強化を図る
 - ・ 起業しやすい環境の整備を図る

将来像3 日本を牽引する新しい未来の産業（案）

次世代産業の先進地として、国内外から注目され、企業誘致や産業の集積が進んでいます（挑戦）

- 【施策の基本的方向】
- ・ 効果的な情報発信により、戦略的な企業誘致活動を図る
 - ・ 福島県の看板産業となるよう関係機関との連携や支援を図る
 - ・ 産業に関わる人材の育成を図る

将来像4 誰もが輝ける多様な働き方（案）

いつでも誰でも働ける職場として、県内企業が就職先として選ばれています（連携・共創）

- 【施策の基本的方向】
- ・ 地域社会のニーズに対応した人材育成を図る。
 - ・ ワークライフバランスの推進や多様な働き方への企業の取り組みの支援を図る
 - ・ 求職者と県内企業のマッチングを図る。

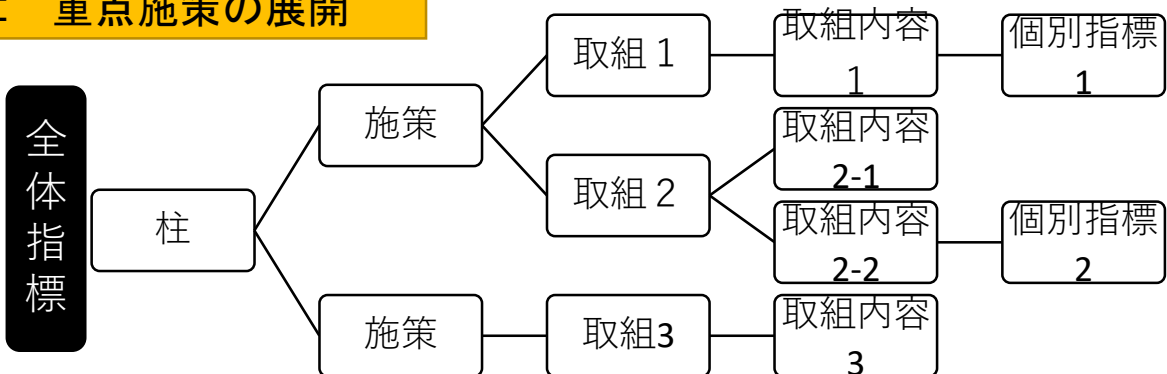
将来像5 選ばれる観光と県産品（案）

本県ならではのコンテンツが磨かれ、国内外からの交流人口が増えています（誇り）

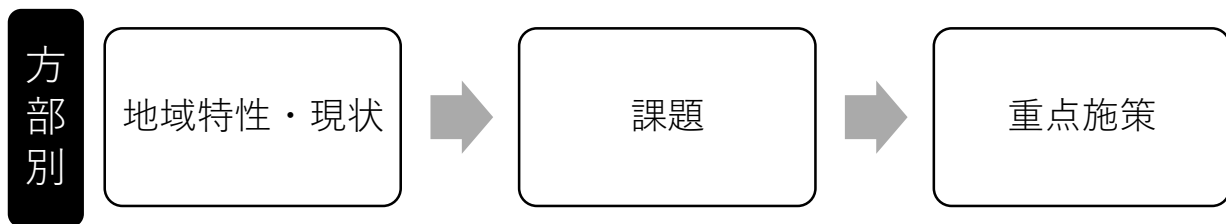
- 【施策の基本的方向】
- ・ 観光コンテンツと組み合わせて地域経済の活性化を図る。
 - ・ 正確な情報と魅力を継続的に発信し、認知度の向上を図る。
 - ・ 伝統工芸・地場産業の人材育成、後継者確保の取り組みを図る。

福島県商工業振興基本計画【全体構成】

第4章 重点施策の展開



第5章 地域別構想



第6章 計画の推進のために

- 1 計画推進の考え方 産業界（企業、商工団体等）、研究・教育機関、行政（県・市町村）が役割を分担しながら、密に連携して計画に基づく施策を推進する。
- 2 計画の進行管理 毎年度、適切に進行管理を行い、着実かつ効果的な施策展開を図る。復興の進捗や社会経済情勢の動向を踏まえながら、必要に応じて柔軟に見直しを行う。
- 3 重点プロジェクトの展開 総合計画の重点プロジェクトに基づき、施策の重点的な展開を図る。
- 4 SDGs 関連表 重点施策の取組内容について、SDGs との関連性を提示